

足寄町農業委員会
第33回総会会議録

自 令和6年11月22日

至 令和6年11月22日

足 寄 町 農 業 委 員 会

令和6年11月22日 第33回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後1時47分

1 出席委員

1番 餌取靖徳	4番 上妻良一	5番 菊地隆志
7番 松田博幸	8番 遠藤勇	9番 人見華代
10番 石黒彰	11番 岡元義春	12番 吉村進

2 欠席委員

2番 吉川友二	3番 遠國和宏
---------	---------

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸
総務担当主査 留田篤史
総務主査 餌取秀和

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	会議録署名委員の指名について
日程第 3	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相 続）について
日程第 4	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約につ いて
日程第 5	議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利 用集積計画の決定について
日程第 6	議案第3号 土地の現況証明書下付について

第 3 3 回 農 業 委 員 会 総 会

令和 6 年 1 1 月 2 2 日

開会 午後 1 時 3 0 分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和 6 年度第 3 3 回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、2 番吉川友二委員、3 番遠國和宏委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、8 番遠藤勇委員、9 番人見華代委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第 1 号)

○議長 「報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

1 番を説明します。本件は、妻の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載

のとおりです。

権利を取得した日は、令和 6 年 9 月 1 6 日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

2 番を説明します。本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和 6 年 9 月 2 0 日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

3 番を説明します。本件は、母親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和 6 年 2 月 1 7 日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第 1 号)

○議長 「議案第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第 1 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申

し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年10月29日で、土地の引渡期日も令和6年10月29日です。

なお、解約された農地は、総会終了後の全員協議会で協議します。

2番を説明します。本件は、牧草畑等を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年10月29日で、土地の引渡期日も令和6年10月29日です。

なお、解約された農地は、議案第3号1番で審議します。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借・使用貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 旧農業経営基盤強

化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和6年度第8号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、令和6年10月30日開催の第32回足寄町農業委員会総会において、足寄町長に対し、農用地買入協議に係る要請の議決を頂き、足寄町長の要請に基づき、公益財団法人北海道農業公社が買入協議を行い、同法人が買入れることになった案件です。

詳細につきましては、前回の総会で説明済みですので、省略します。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。本件は、公益財団法人北海道農業公社から農地保有合理化事業で賃借していた農地の売り払いを受ける案件です。

詳細につきましては、議案書に記載のと

おりですので、説明を省略します。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

3番から10番を説明します。

局長。

○事務局長 3番から10番までは旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借され、令和6年12月20日を持って期間満了となるため、農用地利用集積計画（賃貸借）を再設定（継続）する案件です。

それぞれの案件の詳細につきましては、議案書に記載のとおりです。

議案調査書のとおり、受け手はすべて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきましては、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

11番、47番につきましては、石黒彰委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお

願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 1時 40分 休憩

午後 1時 41分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

11番、47番を説明します。

局長。

○事務局長 11番、47番は旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借され、令和6年12月20日を持って期間満了となるため、農用地利用集積計画（賃貸借）を再設定（継続）する案件です。

それぞれの案件の詳細につきましては、議案書に記載のとおりです。

議案調査書のとおり、受け手はすべて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきましては、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

暫時、休憩します。

午後 1時 42分 休憩

午後 1時 43分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

12番から46番、48番から50番を説明します。

局長。

○事務局長 12番から46番、48番から50番までは旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借され、令和6

年12月20日を持って期間満了となるため、農用地利用集積計画（賃貸借）を再設定（継続）する案件です。

それぞれの案件の詳細につきましては、議案書に記載のとおりです。

議案調査書のとおり、受け手はすべて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきましては、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

（全員「質疑なし」の声）

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

（議案第3号）

○議長 「議案第3号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾本町66番2ほか58筆、計59筆です。

本件の公簿地目は畑、牧場で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾169番9ほか29筆、計30筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

3番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別354番15ほか2筆、計3筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更及び所有権移転を目的に証明を求めるものです。

、番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地174番5ほか1筆、計2筆です。

本件の公簿地目は畑、牧場で、地目変更及び所有権移転を目的に証明を求めるものです。

5番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町共栄町187番12、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

6番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛43番8の内ほか4筆、計5筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。

9番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、11月13日、私と遠藤委員、菊地委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、宅地・雑種地・山林・原野等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。

なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和6年度第33回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時 47分 閉会

議 長

若村 進

農業委員

遠藤 勇

農業委員

人見 華代
